

■首都圏1都3県の条例によるディーゼル車規制 <運行規制>

規制対象

普通自動車等 ⇒ トラック(トラッククレーン、高所作業車等)
 並行輸入車(オールテレーンクレーン用台車)は適用除外されていません。初度登録時の排出ガス規制適合車とみなされて規制を受けます。首都圏1都3県以外で登録されているオールテレーンクレーン用台車が1都3県内へ入る場合には注意が必要です。

適用開始日

平成 15 (2003) 年 10 月 1 日 (東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)

平成 18 (2006) 年 4 月 1 日 新基準による規制強化(東京都・埼玉県)

規制内容

PM(粒子状物質)の排出基準に適合しない対象自動車は、初度登録から7年経過すると首都圏1都3県内での運行が禁止されます。

首都圏1都3県のディーゼル車運行規制のまとめと対応方法

○ 東京都、埼玉県のディーゼル車運行規制

適合排出ガス規制		規制内容	初度登録からの 猶予期間	規制への対応方法
適合規制の区分	識別記号			
昭和 58 年規制以前	K-,N-,P-等	KK-, KL-車で、初度登録から猶予期間7年を経過した車は平成 18 年 4 月 1 日から、東京都、埼玉県内を運行できません。	7 年	初度登録から 7 年経過するまでに、次のどちらかを選択していただくかなければなりません。 ・適合車に買換える。 ・知事指定の粒子状物質減少装置を装着する。
平成元年規制	U-			
平成 2 年規制	W-			
平成 6 年規制	KC-			
平成 10 年規制	KK-			
平成 11 年規制	KL-			
平成 15 年規制(KR-等)、平成 16 年規制(KS-等)以降		東京都、埼玉県のPM(粒子状物質)排出基準に適合していますので、運行規制は受けません。		

○ 千葉県、神奈川県のディーゼル車運行規制

適合排出ガス規制		規制内容	初度登録からの 猶予期間	規制への対応方法
適合規制の区分	識別記号			
昭和 58 年規制以前	K-,N-,P-等	KC-車までの車で初度登録から猶予期間7年を経過した車は平成 15 年 10 月 1 日から、東京都、埼玉県内を運行できません。	7 年 千葉県では、NOx・PM 法対策地域以外のみ走行する車両については届出によって 12 年間、運行規制が猶予されます。	新車から 7 年経過するまでに、次のどちらかを選択しなければなりません。 ・適合車に買換える。 ・知事指定の粒子状物質減少装置を装着する。
平成元年規制	U-			
平成 2 年規制	W-			
平成 6 年規制	KC-			
平成 10 年規制(KK-)、平成 11 年規制(KL-)以降		千葉県、神奈川県のPM(粒子状物質)排出基準に適合していますので、運行規制は受けません。		

○オールテレーンクレーン用台車の見分け方

初度登録日	東京都、埼玉県を運行する車	千葉県、神奈川県を運行する車
～1999 年 9 月	不適合(指定PM減少装置を装着すれば適合)	
1999 年 10 月～2004 年 9 月	不適合(指定PM減少装置を装着すれば適合)	規制適合とみなされます
2004 年 10 月～	規制適合とみなされます	